

# 上川中部定住自立圏共生ビジョン（素案）

（平成23年度～平成27年度）

平成23年 月 日

旭川市

# 目 次

1	定住自立圏及び市町の名称	
	(1) 定住自立圏の名称	1
	(2) 圏域を形成する市町（構成市町）の名称	1
2	定住自立圏の将来像	
	(1) 圏域の状況	1
	(2) 圏域の将来像	5
3	定住自立圏共生ビジョンの期間	6
4	定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組	
	(1) 生活機能の強化	
	ア 医療	7
	イ 福祉	7
	ウ 教育	8
	エ 産業振興	9
	オ その他	10
	(2) 結びつきやネットワークの強化	
	ア 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	12
	イ 地域内外の住民との交流・移住促進	13
	(3) 圏域マネジメント能力の強化	
	ア 人材育成等	13

## 1 定住自立圏及び市町の名称

### (1) 定住自立圏の名称

上川中部定住自立圏

### (2) 圏域を構成する市町（構成市町の名称）

旭川市，鷹栖町，東神楽町，当麻町，比布町，愛別町，上川町，東川町

## 2 定住自立圏の将来像

### (1) 圏域の状況

当圏域は、北海道のほぼ中央に位置し、北海道の屋根といわれる大雪山系の山々に抱かれ、この山々を源流とする石狩川をはじめとする多くの河川が地域を潤し、上川盆地を中心とする米の一大生産地を形成している。

年間の平均気温は7℃前後であるが、夏は30℃以上、冬は-20℃以下になるなど、寒暖の差が激しい典型的な内陸型気候であり、こうした寒暖の差が明瞭な四季の変化を生み出し、美しい自然景観は当圏域の優れた地域資源となっている。

当圏域は、明治23年の永山、神居、旭川の3村設置と翌年の屯田兵入植を機に開拓が進められ、明治34年に第七師団司令部が札幌から旭川に移されたのを機に、幹線道路や幹線鉄道が相次いで整備された。その後、大正11年に、旭川に市制が施行されたことなどから、上川地域は小樽・札幌圏と並ぶ産業・経済圏として飛躍的な発展を遂げ、圏域の人口は約40万人を有するまでとなっている。

道央圏、道北圏、オホーツク圏、十勝圏など各圏域に隣接し、これらを結ぶ交通、物流の要衝として、また産業、経済、文化、教育、医療等の都市機能を備えた拠点都市地域として、北北海道地域の拠点的な役割を担っている。

当圏域ではこれまでも行政を中心に、福祉や医療、上下水道、廃棄物処理、観光振興等、様々な分野で連携に取り組み、通勤や通学、通院、買い物など住民の日常生活のあらゆる面で結びつきが強固な地域である。

### 【1市7町の概況】

#### 《旭川市》

北海道のほぼ中央部、大雪山連峰を源とする石狩川などの4河川が市内を貫流、丘陵に囲まれた上川盆地の中央に位置する。全国有数の米どころとして知られる農業をはじめ、食糧品、家具、紙・パルプなどの製造業や、内陸の交通の要衝という地理的条件を生かした卸・小売業など多様な産業を有し、教育、医療、福祉など様々な都市機能が集積する北海道の拠点都市である。

現在、旧国鉄跡地等を活用により、鉄道高架、土地区画整理等を一体的に推進し、都心機能の充実・強化を図り、自然環境にも調和した新しい顔づくりを進めているほか、日本最北の動物園である旭山動物園や科学館、スキー場、農村環境などの豊富な資源を生かしながら、多くの人が集まる賑わいと活力あふれるまちづくりを目指している。

#### 《鷹栖町》

水稲を中心とした農業を基幹産業とする道内有数の米産地として、静かな田園いっばいに風景が広がる豊かな自然に囲まれたまちであり、現在、緑豊かな自然に楽しみ、健康やかに暮らすため「安全・安心」を基本とし、「福祉」や「健康づくり」の取組を大切にしたまちづくりを進めている。

また、地域経済の基盤を強化するため、地域の農産物を活用した食品工業の育成など、農業を核とした複合的な産業の形成を進めるとともに、豊かな緑や農業など地域の優れた環境の保全に考慮した企業誘致を推進している。

#### 《東神楽町》

旭川空港が所在するまちとして新興住宅街のひじり野地区市街と住宅地及び工業地が広がる東神楽地区市街を形成し、花を生かしたまちづくりを推進している。

旭川市のベットタウン化や温泉施設の開発、大型商業施設の誘致等により人口が増加しており、生活環境の基盤整備を進めながら潤いある住環境の創出を目指している。

#### 《当麻町》

稲作・そ菜・花きなどの農業を推進しているとともに、道指定の天然記念物「当麻鐘乳洞」や国道39号沿いの道の駅、とうまスポーツランドなどを中心として集客増につながる施策の展開を図るとともに、「明るく活力あるまちづくり」を目指し、商工業の振興対策や定住対策事業、宅地造成など住宅環境整備を推進している。

#### 《比布町》

農業を基幹産業とし、高速道路網が整備されるなど広域交通の要衝でもある。大雪山連峰の展望が美しく、緑豊かな田園住宅地としての条件整備に力を入れている。

ぴっぷスキー場をはじめ、野球場や室内運動場など、一年を通じてスポーツが楽しめる他、季節に応じたイベントも充実している。

また、ぴっぷスキー場周辺の温浴・宿泊施設をはじめ、キャンプ場やパークゴルフ場などにより、都市との交流や通年観光を目指している。

#### 《愛別町》

米、きのこ、畜産を中心とした農業の町である。特にきのこは全道一の生産量を誇り、「きのこの里」をコンセプトに高次元集約産業の振興とともに、「きのこ」を媒体とする「農」と「遊」を結合させたまちづくりを目指している。

#### 《上川町》

大雪山連峰の麓、清流と大自然に恵まれた層雲峡、愛山溪、高原温泉の三温泉を有し、年間210万人の観光客が訪れる国際観光の町として脚光を浴び、自然が織りなす四季様々な景観は絶賛を受けている。広大な肉牛基地を含めた観光農園づくりにも力を注いでいる。

## 《東川町》

大雪山を源とする良質な水を生かした米と高原野菜の農業、木製家具を代表する製造業が盛んであり、また「写真の町」と自然と文化の調和する世界に開かれたまちづくりを目指している。

さらに大雪山国立公園を背景に、旭岳、天人峡は静寂な温泉地として全国的に有名であり、豊かな自然を活用した体験型スポーツ・レクリエーションの創出に努めるとともに、景観にも配慮した豊かな潤いのある住環境の整備や活気に満ちた商店街づくりを進めている。

	人口 (H17国調)	世帯数	面積	特産品
旭川市	355,004人	150,384戸	747.60km	米, 清酒, 旭川ラーメン, 家具・木工クラフト
鷹栖町	7,261人	2,591戸	139.44km	材木の桃, トマト羊羹, 紫水, 鷹栖の味噌
東神楽町	9,194人	3,127戸	68.64km	東神楽米, グリーンアスパラ, 木工クラフト製品
当麻町	7,473人	2,784戸	204.95km	でんすけすいか, 当麻米, 大雪の花
比布町	4,340人	1,625戸	87.29km	いちご, いちごわいん, ふっくら育ち
愛別町	3,739人	1,458戸	249.71km	きのこ, きのこと加工品, ふしこ
上川町	5,176人	2,666戸	1,049.24km	ラーメン, 大雪高原牛, にじます
東川町	7,701人	2,927戸	247.06km	大雪清流物語, 姿見寒酒・舞羽衣

## 【旭川市における都市機能の集積状況】

### ◆都市機能の集積状況

分野	都市機能	施設名
行政	国	北海道管区行政評価局旭川行政評価分室（総務省） 旭川刑務所（法務省） 旭川少年鑑別所（法務省） 旭川地方検察庁（法務省） 旭川地方法務局（法務省） 旭川保護観察所（法務省） 旭川財務事務所（財務省） 旭川中税務署（財務省） 旭川東税務署（財務省） 日本年金機構旭川年金事務所（厚生労働省） 旭川労働基準監督署（厚生労働省） 旭川公共職業安定所（厚生労働省） 上川中部森林管理署（農林水産省） 北海道森林管理局旭川事務所（農林水産省） 北海道農政事務所（農林水産省） 旭川運輸支局（国土交通省）

		旭川開発建設部（国土交通省） 旭川地方气象台（国土交通省） 陸上自衛隊第2師団旭川駐屯地（防衛省）
	裁判所	旭川地方裁判所 旭川家庭裁判所 旭川簡易裁判所
	北海道	北海道警察旭川方面本部 旭川中央警察署 旭川東警察署 北海道上川総合振興局 北海道立総合研究機構 林産試験場 北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所
医療・福祉	3次救急病院	旭川赤十字病院, 旭川医科大学病院
	2次救急病院	市立旭川病院, 旭川医科大学病院, 旭川赤十字病院 J A北海道厚生連旭川厚生病院 独立行政法人国立病院機構旭川医療センター
	地域がん診療連携拠点病院	市立旭川病院, 旭川医科大学病院 J A北海道厚生連旭川厚生病院
	児童相談所	旭川児童相談所
教育・文化・スポーツ	高等教育機関	旭川医科大学, 北海道教育大学旭川校 東海大学北海道キャンパス旭川校舎, 旭川大学 旭川大学女子短期大学部, 旭川工業高等専門学校
	専修学校	10校
	公民館	14館
	図書館	5館
	博物館・資料館等	旭川市博物館 旭川市科学館 旭川市旭山動物園 北海道立旭川美術館 井上靖記念館 三浦綾子記念文学館 旭川文学資料館 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館 北鎮記念館 旭川兵村記念館 西川徹郎文学館 川村カ子トアイヌ記念館 北海道伝統美術工芸村
	文化ホール	旭川市民文化会館 旭川市公会堂

		大雪クリスタルホール
	スポーツ施設	旭川市総合体育館 旭川大雪アリーナ 忠和体育館 花咲陸上競技場 旭川スタルヒン球場
商業・娯楽	大規模商業施設 (店舗面積1,000㎡以上)	73店舗(平成22年4月1日現在)
	シネマコンプレックス	2施設
交通	高速道路	北海道縦貫自動車道(旭川鷹栖IC, 旭川北IC) 旭川紋別自動車道
	長距離バス	札幌, 芦別, 釧路, 枝幸, 富良野, 稚内, 北見, 紋別, 遠軽, 帯広, 留萌
	道路	国道12, 39, 40, 237, 452号

## (2) 圏域の将来像

我が国は、出生率の低下と高齢化の進展によって、地方圏のみならず三大都市圏においても人口が減少することが予想されている。また、グローバル化の進展、長引く地域経済の低迷、住民ニーズの多様化・複雑化、地方分権の進展など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化しており、地方自治体は自らの判断と責任により地域の諸課題に取り組み、地域全体の魅力を高め、定住人口の減少を抑えていく取組が重要となっている。

上川中部圏域においても、少子高齢化の進行に加え、産業面での離農者の増加や就労場の不足、都市の企業と地元の企業との賃金格差などにより、特に高校卒業後、進学や就職等による地元を離れる傾向が多く見られ、若者流出による地域活力の低下が大きな課題となっている。

このような状況にある中、われわれは改めて、アイヌの方々や入植された先人達が築き上げてきた文化、この地域が持つ豊かな自然環境、特色ある地域資源や地理的特性などを生かしながら、都市機能の集積やゆとりと潤いのある居住環境の整備、産業の高度化などを総合的に進めることで、活力にあふれ、誰もが安心して暮らし、若者等が定着できる魅力あふれる上川中部定住自立圏の構築に努めていかなければならない。

当圏域を構成する市町は、圏域の住民が日常生活文化圏を共有していることを踏まえ、互いの独自性を尊重しながら連携を一層強化し、共通する課題の解決と圏域の活力を高めていくための取組を対等の立場で着実に実行する。

市と町は、相互に役割を分担する中で、定住のための機能を高め、豊かで多様なライフスタイルを提案できる魅力ある圏域づくりに取り組み、内外の人々を惹きつける新たな地方生活圏の創出を目指していくものとする。

### 【市町の役割分担】

旭川市は、圏域全体を視野に入れ、定住に必要な都市機能の整備・提供や生活機能の確保・充実に努めるとともに、豊かで多様なライフスタイルを提案し、圏域への人材誘導を

積極的に推進する。

一方、各町は、生活機能の確保・充実や交流機能の整備・提供に努めるとともに、豊かな自然環境の保全や文化の保持・向上を図るなど、当地域が有する「多様性」を守り、磨くことにより、圏域の魅力づくりと一体感の醸成に向けた役割を果たしていくものとする。

### 3 定住自立圏共生ビジョンの期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

ただし、毎年度所要の変更を行うものとする。

#### 4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

##### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

###### ア 医療

###### (ア) 二次救急医療の連携

協定の内容	取組の内容 圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を維持確保する。
	甲の役割（旭川市） 甲の区域にある公的医療機関が二次診療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。
	乙の役割（関係町） 甲の区域にある公的医療機関が二次診療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。
効果	夜間及び休日等における重症救急患者に対する診療体制を確保し、圏域住民の生命に対する安全性と安心感の向上を図る。

###### (イ) 小児救急医療の連携

協定の内容	取組の内容 圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を維持確保する。
	甲の役割（旭川市） 甲の区域にある公的医療機関が二次診療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。
	乙の役割（関係町） 甲の区域にある公的医療機関が二次診療を実施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
効果	夜間及び休日等における小児の重症救急患者に対する診療体制を確保し、圏域小児の生命に対する安全性と安心感の向上を図る。

###### イ 福祉

###### (ア) こども緊急さぼねっと事業の推進

協定の内容	取組の内容 仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動を共同で実施する。
	甲の役割（旭川市） 圏域を代表して事業をNPO法人に委託する。
	乙の役割（関係町） 甲に対し、応分の経費を負担する。
効果	子どもの病気時や急な残業等、保育の臨時的、突発的なニーズへの対応

果	体制を構築し、圏域における子育て支援体制の充実を図る。
---	-----------------------------

(イ) 障害者相談事業

協 定 の 内 容	取組の内容 圏域の障害者福祉の向上に資するため、旭川市障害者総合相談支援センターに障害者等からの困難事案の相談等に対応する専門職員を共同配置し、圏域の相談支援体制の充実・強化を図るとともに、圏域各市町のネットワーク構築を進める。
	甲の役割（旭川市） 旭川市障害者総合相談支援センターに共同配置による専門職員を増員し、圏域内の障害者等からの困難事案の相談支援業務等を行う。
	乙の役割（関係町） 障害者等からの軽易な相談支援業務を行い、困難事案の相談等については、旭川市障害者総合相談支援センターに共同配置する専門職員を活用するとともに、専門職員の増員に係る応分の経費を負担する。
効 果	障害者に対する相談支援体制を充実、強化し、圏域における障害者福祉の増進を図る。

(ウ) 消費生活相談事業

協 定 の 内 容	取組の内容 圏域住民の消費生活の安定と向上を図るため、旭川市消費生活センターにおいて、商品やサービスの購入、契約、使用等に関する消費者からの苦情、問い合わせを受け付け、それぞれの相談内容に応じた専門相談機関の紹介、あっせん、情報提供等の適切な助言を行う。
	甲の役割（旭川市） 圏域住民に対し、旭川市消費生活センターによる消費生活相談及びあっせんを行う。
	乙の役割（関係町） 軽易な相談への対応を行い、困難なケースについては甲に対応を委ねる。当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
効 果	消費生活相談及びあっせんの体制を構築し、圏域住民の消費生活の安定と向上を図る。

ウ 教育

(ア) 高校・専門学校・大学における自治体連携

協	取組の内容 圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、甲の区域にある高等教育機関との連携による生涯学習講座の開設等の学習機会の提供、圏域各市町が実施する各種講座の相互情報提供を実施する。
	甲の役割（旭川市）

定 の 内 容	<p>圏域全体の講座情報を集約し、乙及び甲の住民に情報を提供する。</p> <p>生涯学習講座の開設や講師情報の提供等について、甲の区域にある高等教育機関等との連絡調整を行うとともに、生涯学習講座の実施や情報提供等について、応分の経費を負担する。</p>
	<p>乙の役割（関係町）</p> <p>甲に講座情報を提供し、集約された圏域全体の講座情報を乙の住民に提供する。</p> <p>生涯学習講座の実施や情報提供等について、応分の経費を負担する。</p>
効 果	多様な生涯学習機会を効率的に提供する体制を構築し、圏域における生涯学習社会の形成を図る。

(イ) 不登校児童生徒の受入機関の共同利用

協 定 の 内 容	<p>取組の内容</p> <p>圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。</p>
	<p>甲の役割（旭川市）</p> <p>圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。</p>
	<p>乙の役割（関係町）</p> <p>甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。</p>
効 果	圏域の不登校児童生徒に対し、学校への復帰の支援とともに、豊かな情操や社会性をはぐくむ指導の充実を図る。

(ウ) 図書館相互のネットワーク化

協 定 の 内 容	<p>取組の内容</p> <p>圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。</p>
	<p>甲の役割（旭川市）</p> <p>乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。</p>
	<p>乙の役割（関係町）</p> <p>甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認める。</p>
効 果	図書館の相互利用のネットワークを構築し、圏域の図書利用者の利便性向上と生涯学習環境の充実を図る。

エ 産業振興

(ア) 広域観光のネットワーク化

取組の内容	<p>圏域の広域観光ネットワークを形成するため、広域観光ホームページによる情報発信、圏域の観光施設等を活用した観光ルートの構築を進める。</p>
-------	--

協定の内容	甲の役割（旭川市） 圏域内の共同情報発信に向けて連絡調整を行う。 観光看板等の設置，観光パンフレット等の作成，観光ルートの構築において，乙と協力して取り組む。
	乙の役割（関係町） 圏域内の共同情報発信に向けて甲に対し，情報を提供する。 観光看板等の設置，観光パンフレット等の作成，観光ルートの構築において，甲と協力して取り組む。
効果	観光，地場産品，各種イベント等の情報を圏域の観光振興及び圏域内外の交流を図る。

## オ その他

### （ア）水道施設の共同使用

協定の内容	取組の内容 浄水施設の共同使用により，水道水を供給する。
	甲の役割（旭川市） 浄水施設を管理運営し，安全な水道水を供給する。
効果	乙の役割（関係町） 甲の浄水施設の管理運営に対し，応分の経費を負担する。 水道施設の効率的な管理運営と経費の節減を図る。

### （イ）広域下水道施設の共同使用

協定の内容	取組の内容 共同施設（処理場・ポンプ場・管渠）により，一括して汚水の処理を行う。
	甲の役割（旭川市） 共同施設を管理運営し，甲及び乙の区域において排出される汚水の処理を行う。
効果	乙の役割（関係町） 共同施設の建設，管理運営，汚水処理等に対し，応分の経費を負担する。 下水道施設の効率的な管理運営と経費の節減を図る。

### （ウ）消防防災体制の整備

協定の内容	取組の内容 圏域内の防災体制の連携，充実を図るため，防災計画等の情報を共有し，職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。
	甲の役割（旭川市） 圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。

内 容	圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。
	乙の役割（関係町） 圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。 甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。
効 果	圏域内の防災体制の連携，充実を図る。

(エ) 公共施設の相互利用の促進

協 定 の 内 容	取組の内容 公共施設の効率的な利用を図るため，相互利用や利用情報の共有化を促進し，甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用する。
	甲の役割（旭川市） 旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運用し，乙から提供された情報を登録する。 甲の住民に対し，圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 公共施設の利用情報や利用方法の共有化について，乙と連携して検討を行う。
	乙の役割（関係町） 甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムに登録情報を提供する。 乙の住民に対し，圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 公共施設の利用情報や利用方法の共有化について，甲と連携して検討を行う。
効 果	公共施設の効率的な利用と，圏域住民の文化・スポーツ活動の活性化，交流の活発化を図る。

(オ) 大雪山国立公園の世界自然遺産への登録活動事業

協 定 の 内 容	取組の内容 圏域の環境，景観を保全するため，大雪山国立公園の登山道整備やトイレ，避難小屋等の維持管理における関係機関への要請活動等の環境整備を進めるとともに，圏域住民へのPR活動をするなど，大雪山国立公園の世界自然遺産登録を目指した活動を共同して進める。
	甲の役割（旭川市） 大雪山国立公園の世界自然遺産登録に向けた圏域住民へのPR活動の実施に当たり，会場のあっせん，広報等の連絡調整を行う。
	乙の役割（関係町） 環境整備事業や美化活動を実施するとともに，圏域の自然環境の魅力PR事業を（企画・）実施する。 ※行政区域内に大雪山国立公園を有する町（上川町，東川町）は，「企画」

	も行う。
効果	大雪山の自然景観等を守り、資質の維持確保を図る。

(カ) 森林環境を活用した事業

	取組の内容 圏域の豊かな森林資源の魅力を発信するため、森林の保全、整備を連携して実施する。
協定の内容	甲の役割（旭川市） 森づくりの重要性についてのフォーラム等を開催するとともに、植樹・育樹活動を企画・実施する。
	乙が行うフォーラム等の開催に当たり、会場のあっせん、広報等の連絡調整を行う。
	乙の役割（関係町） 森づくりの重要性についてのフォーラム等を開催するとともに、植樹・育樹活動を企画・実施する。
効果	圏域の良質な水資源の確保、二酸化炭素の吸収対策、景観形成を図る。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

(ア) 地場産品発掘普及事業

	取組の内容 地場産品の振興と地産地消の推進を図るため、圏域内の事業体に対して既存商品の発掘等を通じた販路拡大を支援するとともに、各種イベントへの出展やホームページの活用等により圏域内外へ情報を発信する。
協定の内容	甲の役割（旭川市） 地場産品の情報や圏域内外で実施されるイベント、物産展等の情報を集約し、乙に提供するなど、圏域内外への販路拡大に向けて連絡調整を行う。 各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に乙と連携して取り組む。
	乙の役割（関係町） 地場産品の発掘に取り組むとともに、地場産品をPRできるイベント等の情報と併せて甲に情報提供する。 各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に甲と連携して取り組むとともに、イベント等への出展に係る応分の経費を負担する。
効果	圏域の生産者、小売業者の経済的波及と、地域産業の活性化を図る。

イ 地域内外の住民との交流・移住促進

(ア) 移住定住の促進

協 定 の 内 容	取組の内容 圏域への人口流入を促進するため、ホームページ等による移住定住の情報発信を行うとともに、移住定住の受入体制の充実に向けた調査研究を行う。
	甲の役割（旭川市） 圏域全体の移住定住に関するPR活動等による情報発信を行う。 短期移住や季節移住体験等に対応できるよう調査研究を行う。
	乙の役割（関係町） 甲と連携し、移住定住情報の共有に向けて取り組む。 豊かな自然、安全安心な食、イベント、農業体験メニュー等に関するPR活動の実施や情報発信について、連携して調査研究を行う。
効 果	圏域人口の維持、増加を図る。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材育成等

(ア) 職員の相互人事交流

協 定 の 内 容	取組の内容 圏域内市町職員の資質の向上を図るため、合同研修及び人事交流を実施する。
	甲の役割（旭川市） 職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。
	乙の役割（関係町） 甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。
効 果	効率的な職員研修の実施と研修メニューの多様化、市町間交流と連携の拡充を図る。